

改正

平成23年 3 月 25 日 条例第12号
平成24年 3 月 23 日 条例第15号
平成25年12月27日 条例第47号
平成28年 7 月 6 日 条例第28号
令和元年 7 月 5 日 条例第 5 号

浜田市金城総合運動公園条例

(目的及び設置)

第 1 条 スポーツを通して市民の健康増進及び連帯意識の高揚を図り、もって市民の福祉の向上に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市金城総合運動公園（以下「運動公園」という。）を浜田市金城町七条イ982番地に設置する。

(施設)

第 2 条 運動公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合体育館 ふれあいジム・かなぎ（以下「ふれあいジム」という。）
- (2) 多目的広場
- (3) 多目的コート
- (4) 管理棟

(管理)

第 3 条 運動公園の管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 教育委員会は、運動公園の管理を、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 運動公園の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 運動公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運動公園の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第 5 条 削除

(開館時間等)

第 6 条 運動公園の開館時間又は開場時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) ふれあいジム 午前9時から午後9時まで
- (2) 多目的広場、多目的コート及び管理棟 午前8時30分から午後9時まで

(休館日等)

第 7 条 運動公園の休館日又は休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日後の直近の日曜日、土曜日及

び休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、運動公園の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第13条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第17条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(浜田市金城総合体育館施設条例の廃止)

3 浜田市金城総合体育館施設条例（平成17年浜田市条例第106号）は、廃止する。

(浜田市運動広場施設条例の一部改正)

4 浜田市運動広場施設条例（平成17年浜田市条例第182号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

5 施行日の前日までに、附則第3項の規定による廃止前の浜田市金城総合体育館施設条例又は前項の規定による改正前の浜田市運動広場施設条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(改正前の条例の設置目的の承継)

6 第1条に定めるもののほか、多目的広場、多目的コート及び管理棟（改正前の条例第2条に規定する金城運動広場施設をいう。）については、改正前の条例の設置の目的を承継するものとする。

(管理棟の管理に係る特例)

7 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、管理棟の管理は教育委員会が行うものとする。この場合において、本則及び別表中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用」とあるのは「使用」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

附 則（平成23年3月25日条例第12号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第47号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市今福スポーツ広場施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市三隅B & G海洋センター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第1（年間パスポートに係る部分を除く。）及び別表第2の規定、浜田市石央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月6日条例第28号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月5日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市有料駐車場条例別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市立図書館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、ラ・ペアーレ浜田条例別表の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市弥栄運動広場施設条例別表の規定、浜田市三隅B & G海洋センター条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第3の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第2の規定、浜田市石央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

1 ふれあいジム利用料金の上限額

(1) 施設利用

利用区分及び施設区分			利用料金の上限額（1時間につき）		照明設備利用料金の上限額（1時間につき）		
貸切りの場合	A 競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	一般 543円	500ルックス	770円
					300ルックス	550円	
				中学生以下 271円			
			1 / 2 利用	一般 271円	500ルックス	383円	
				300ルックス	273円		
	中学生以下 135円						
	入場料を徴収する場合	全面利用	2,743円	500ルックス	3,850円		
		300ルックス	2,750円				
	A 競技場	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	4,116円	500ルックス	5,773円
					300ルックス	4,123円	
入場料を徴収する場合		全面利用	8,243円	500ルックス	11,550円		
				300ルックス	8,250円		
B 競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	一般 1,203円	1,000ルックス	2,750円	
				500ルックス	1,100円		
				中学生以下 596円	300ルックス	770円	
				センターコート専用	1,320円		
			1 / 2 利用 又はバスケットコート 1面利用	一般 596円	300ルックス	383円	
		中学生以下 292円					
1 / 3 利用 又はバレー、テニスコート1面 利用	一般 440円	300ルックス	273円				
	中学生以下 220円						
入場料	全面利用	6,043円	1,000ルックス	13,750円			

	を徴収する場合				500ルックス	5,500円
					300ルックス	3,850円
					センターコート専用	6,600円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	9,071円	1,000ルックス	20,623円
					500ルックス	8,250円
					300ルックス	5,773円
	入場料を徴収する場合	全面利用	18,143円	1,000ルックス	41,250円	
				500ルックス	16,500円	
				300ルックス	11,550円	
貸切りでない場合（A競技場、B競技場及びトレーニング室）		1人1回（2時間まで）につき 一般 103円 中学生以下 51円				
会議室、役員室、控室		1室につき 323円				
冷暖房設備		A競技場 2,200円 会議室、役員室、控室 1室につき 323円				

備考

- 1 利用（貸切りでない場合を除く。）は、1時間を単位とし、1時間未満は1時間とみなして算定する。
- 2 市民（市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合の利用料金の上限額（冷暖房設備及び照明設備に係るものを除く。）は、この表に定める利用料金の上限額の100%増の額とする。

（2）設備等利用

設備等区分	単位	利用料金の上限額 （貸切り1回につき）
舞台照明	1式	3,300円
放送設備	1式	2,200円
電光得点表示装置	1対	2,200円
フロアーシート	A競技場	1式 3,300円
	B競技場	1式 5,500円
長机	1脚	51円
折りたたみ椅子	1脚	20円

2 多目的広場及び多目的コート利用料金の上限額

施設区分	利用料金の上限額（1時間につき）	
多目的広場	広場	一般 543円
		中学生以下 271円
	照明設備	3,300円
多目的コート	コート（1面につき）	一般 323円
		中学生以下 156円

	照明設備	全点灯	1,320円
		半点灯	660円

備考

- 1 利用は、1時間を単位とし、1時間未満は1時間とみなして算定する。
- 2 市民以外の者が利用する場合の利用料金の上限額（照明設備に係るものを除く。）は、この表に定める利用料金の上限額の100%増の額とする。
- 3 営利を目的として利用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額の100%増の額（市民以外の者が利用する場合にあっては、300%増の額。ただし、照明設備に係るものについては100%増の額）とする。

3 管理棟利用料金の上限額

区分	午前8時30分から午後5時まで		午後5時から午後9時まで
研修室	4時間につき 1,100円	超過料金（1時間につき） 220円	1,650円

備考 超過時間は、1時間を単位とし、1時間未満は1時間とみなして算定する。

改正

平成23年6月30日教育委員会規則第3号

平成30年11月30日教育委員会規則第8号

浜田市金城総合運動公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市金城総合運動公園条例（平成21年浜田市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項又は条例第10条の規定により浜田市金城総合運動公園（以下「運動公園」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可又は特別の設備等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市金城総合運動公園利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用開始の日の属する月の2月前の月の1日から利用開始の日の2日前まで受け付ける。ただし、市が主催し、又は共催して利用する場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可をしたときは、浜田市金城総合運動公園利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(個人利用)

第4条 ふれあいジムかなぎの施設等（A競技場、B競技場及びトレーニング室に限る。）について個人利用（貸切りでない場合の利用をいう。）をしようとする者（以下「個人利用者」という。）は、前2条の規定にかかわらず、利用料金を納付することにより許可を受けたものとみなす。

(利用許可の変更)

第5条 第3条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときは、利用許可書を添えて、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該利用許可書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

(利用の取消し)

第6条 利用者は、利用開始前に施設等の利用の取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第14条の規定による利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、浜田市金城総合運動公園利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人利用者については、この限りでない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第15条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納利用料金」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、利用できなくなったとき 当該既納利用料金の全額
- (2) 利用者が、利用開始日の2日前までに利用の取消しについて指定管理者の承認を得たとき 当該既納利用料金の全額
- (3) 利用者が、利用開始日の2日前までに利用の許可の変更について指定管理者の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納利用料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額
(遵守事項)

第9条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例第8条第2項の規定により付した条件に違反しないこと。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけること。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失させ、又はそのおそれがある行為をしないこと。
- (4) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。
- (6) 許可を得ないで、壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (8) 指定管理者の指定する者の指示に従うこと。
- (9) 火気の利用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。

(損傷等の届出)

第10条 条例第17条の届出は、浜田市金城総合運動公園損傷紛失等届（様式第4号）によるものとする。

(係員の立入り)

第11条 運動公園の係員は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

(利用に係る事故の責任)

第12条 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、浜田市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(浜田市金城総合体育館施設条例施行規則の廃止)

2 浜田市金城総合体育館施設条例施行規則(平成17年浜田市教育委員会規則第37号)は、廃止する。

附 則 (平成23年6月30日教委規則第3号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月30日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	減額又は免除の額
(1) 市が主催する事業のために利用するとき。	利用料金の全額
(2) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（高等学校及び大学を除く。）の幼児、児童若しくは生徒又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設に入所している児童及びこれらを引率する教職員等が、当該学校又は児童福祉施設の活動として施設等を利用するとき。	
(3) 次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている者が、当該手帳を係員に提示し、確認を受けて、施設等を利用するとき。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳 イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の戦傷病者手帳 ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の被爆者健康手帳 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳 オ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳	
(4) 前号の規定により利用料金の免除を受けた者を介護する者が、利用するとき（原則として、当該介護を受ける者と同じ人数を限度とする。）。	
(5) 第3号に掲げる手帳の交付を受けている者又はその家族等で構成する団体が、施設等を利用するとき。	
(6) 市が共催する事業のために利用するとき。	利用料金の2分の1の額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
(7) 高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するために利用するとき。	
(8) 国民体育大会の県大会又はブロック大会を開催するために利用するとき。	
(9) その他浜田市教育委員会が特別の理由があると認めるとき。	その都度浜田市教育委員会が定める額

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第10条関係）

改正

平成23年 3月25日 条例第13号

平成24年 3月23日 条例第15号

平成25年12月27日 条例第47号

平成28年 7月 6日 条例第28号

浜田市今福スポーツ広場施設条例

浜田市今福スポーツ広場施設条例（平成17年浜田市条例第107号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 スポーツを通して市民の健康増進及び連帯意識の高揚を図り、もって市民の福祉の向上に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市今福スポーツ広場施設（以下「スポーツ広場」という。）を浜田市金城町今福1469番地2に設置する。

（施設）

第2条 スポーツ広場の施設は、次に掲げるとおりとする。

（1） 野球場（工場再配置促進費補助事業設置施設）

（2） ゲートボール場

（3） グラウンドゴルフ場

（管理）

第3条 スポーツ広場の管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 教育委員会は、スポーツ広場の管理を、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） スポーツ広場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

（2） スポーツ広場の維持管理に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、スポーツ広場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第5条 削除

（開場時間及び休場日）

第6条 スポーツ広場の開場時間及び休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

（1） 開場時間 午前8時30分から午後5時まで

（2） 休場日 12月29日から翌年の2月末日まで

（利用許可）

第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

- 3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
 - (4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。
- （利用の制限）

- 第8条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。
- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
 - (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、スポーツ広場の管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。
- （特別設備等の制限）

- 第9条** 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- （目的外利用等の禁止）

- 第10条** 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- （利用料金）

- 第11条** 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。
- （利用料金の収入）

- 第12条** 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- （利用料金の減免）

- 第13条** 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- （利用料金の不還付）

- 第14条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- （原状回復の義務）

- 第15条** 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入

した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第16条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浜田市今福スポーツ広場施設条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市今福スポーツ広場施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月25日条例第13号)

この条例中第2条の改正規定及び別表ターゲットバードゴルフ場の項を削る改正規定は平成23年4月1日から、その他の改正規定は平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市今福スポーツ広場施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市三隅B&G海洋センター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第1(年間パスポートに係る部分を除く。)及び別表第2の規定、浜田市石中央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年7月6日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

施設区分	利用料金の上限額	
野球場	1 団体 1 時間につき	530円
ゲートボール場	1 人 1 回につき	50円
グラウンドゴルフ場	一般 1 人 1 回につき	300円
	中学生以下 1 人 1 回につき	100円

備考

- 1 野球場の利用は、1 時間を単位とし、1 時間未満は1 時間とみなして算定する。
- 2 市民（市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額の100%増の額とする。

改正

平成23年6月30日教育委員会規則第4号

平成27年9月30日教育委員会規則第5号

平成30年11月30日教育委員会規則第8号

浜田市今福スポーツ広場施設条例施行規則

浜田市今福スポーツ広場施設条例施行規則（平成17年浜田市教育委員会規則第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、浜田市今福スポーツ広場施設条例（平成21年浜田市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第7条第1項又は条例第9条の規定により浜田市今福スポーツ広場施設（以下「スポーツ広場」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可又は特別の設備等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市今福スポーツ広場施設利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用開始の日の2日前（貸切り以外の利用の場合にあっては、利用開始の日）まで受け付ける。ただし、市が主催し、又は共催して利用する場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（利用許可）

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可をしたときは、浜田市今福スポーツ広場施設利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（利用許可の変更）

第4条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは、利用許可書を添えて、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該利用許可書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

（利用の取消し）

第5条 利用者は、利用開始前に施設等の利用の取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を得なければならない。

（利用料金の減免）

第6条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、浜田市今福スポーツ広場施設利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 条例第14条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納利用料金」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、利用できなくなったとき 当該既

納利用料金の全額

(2) 利用者が、利用開始日の前日までに利用の取消しについて指定管理者の承認を得たとき 当該既納利用料金の全額

(3) 利用者が、利用開始日の前日までに利用の許可の変更について指定管理者の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納利用料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額

(遵守事項)

第8条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 条例第7条第2項の規定により付した条件に違反しないこと。

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけること。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失させ、又はそのおそれがある行為をしないこと。

(4) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。

(5) 指定管理者の指定する者の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第9条 条例第16条の届出は、浜田市今福スポーツ広場施設損傷紛失等届（様式第4号）によるものとする。

(利用に係る事故の責任)

第10条 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、浜田市教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日教委規則第4号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月30日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	減額又は免除の額
(1) 市が主催する事業のために利用するとき。	利用料金の全額
(2) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（高等学校及び大学を除く。）の幼児、児童若しくは生徒又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設に入所している児童及びこれらを引率する教職員等が、当該学校又は児童福祉施設の活動として施設等を利用するとき。	
(3) 次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている者が、当該手帳を係員に提示し、確認を受けて、施設等を利用するとき。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳	

<p>イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の戦傷病者手帳</p> <p>ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の被爆者健康手帳</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳</p> <p>オ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳</p>	
<p>(4) 前号の規定により利用料金の免除を受けた者を介護する者が、利用するとき（原則として、当該介護を受ける者と同じ人数を限度とする。）。</p>	
<p>(5) 第3号に掲げる手帳の交付を受けている者又はその家族等で構成する団体が、施設等を利用するとき。</p>	
<p>(6) 市が共催する事業のために利用するとき。</p>	<p>利用料金の2分の1の額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）</p>
<p>(7) 高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するために利用するとき。</p>	
<p>(8) 国民体育大会の県大会又はブロック大会を開催するために利用するとき。</p>	
<p>(9) その他浜田市教育委員会が特別の理由があると認めるとき。</p>	<p>その都度浜田市教育委員会が定める額</p>

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第9条関係）